

2020年6月8日

新型コロナウイルス感染症対策学内ルール（第2版）

5月29日に公開した学内ルールより変更があった部分に下線を引いています。

引き続き、学生・教職員ともにジェネリック・スキルを發揮し、次の内容を遵守してください。

【学生・教職員】

1. マスクを着用する
2. 登校前に検温し、検温表を持参する
3. 登校したら手洗い、消毒をする
4. 窓を開放する（当番制）
 - 学生：使用教室、トイレ
 - 教職員：廊下、階段、周辺教室
5. 使用教室の教卓にはアクリルボードを設置する。教員は授業中もマスクを着用し、教卓から移動する際はフェイスシールドも着用する
6. 使用教室では、机や椅子を授業前後に各自が消毒する

【学生】

1. 体調不良の場合は学校へ連絡する。解熱後2日を経過し、かつ症状が消失するまでは自宅療養する
2. 下駄箱から手洗い、上り階段、教室、トイレ、下り階段の導線を遵守する
3. 学内では授業時間・休憩時間を問わず、3密にならないよう十分注意する
4. 使用教室のドアノブ、照明・エアコンのスイッチ等を消毒する（当番制）
5. フェイスシールドを作製し、着用は任意とする
6. 実習室（ピアノ）、ゼミ室、情報処理演習室、図書室の利用は予約制とする
7. ピアノ（特に鍵盤）やパソコン（特にキーボードやマウス）は授業前後に各自が消毒する
8. アルバイトを行っている場合は、学生生活ハンドブック様式⑬「アルバイト届」を提出する
9. 熱中症対策として、授業中もこまめに水分補給を行う（飲料はカバン等にしまっておくこと）

【教職員】

1. 上記消毒等の環境整備、学生指導、その他の消毒を行う（当番制）
2. 外部入校者に対してマスクの着用や消毒の協力を要請する